

## 移動支援・日中一時支援の請求について

### 【事業者登録について】

座間市地域生活支援事業の“移動支援”“日中一時支援”については、座間市に事業者の登録をしていただく必要があります。

座間市への“移動支援”“日中一時支援”の事業者登録の問合せ  
Tel 046-252-7978 障がい福祉課

### 【地域生活支援事業の受給者証の内容について】

受給者証の支給決定されている内容は、必ず確認をしてください。  
“移動支援”では、個別支援型の“日常不可欠”と“余暇”です。  
“日中一時支援”は、1種類です。

### 【サービス提供報告書について】

“移動支援”“日中一時支援”のサービス提供報告書は、座間市の様式を使用してください。請求データの作成は、この報告書をもとに行うこととなりますので記入不備のないように、お願いします。

### 【かながわ自立支援給付等支払システムについて】

かながわ自立支援給付費等支払システムにて請求してください。システム内の「マニュアル等ダウンロード」に操作マニュアル、請求情報作成ツール、単位数マスタ等が掲載されています。  
また、システムのスケジュールは、毎月システム掲示板より必ず確認をしてください。

\*システム内で確認が出来る為、座間市ではサービスコード表の配布はしません。年度で基準額の変更等もあるので、定期的に単位数マスタの更新をして下さい。

### ★利用者マスタ登録について★

“移動支援”“日中一時支援”ともに、利用者マスタ登録が必要です。これは支給決定量オーバーを防ぐためのものです。契約量の変更等が発生した場合、他の事業者が請求エラーとなってしまう可能性があるため、早目に変更の登録を行ってください。

### ★請求サービスコードについて★

“移動支援”⇒『基本』と『個別加算』。日常不可欠・余暇支援の区別のほか、2人体制での支援は、2人目のコードもあります(支給決定で2人体制を決定されている利用者のみ)。30分毎に算定され、最高12時間までの支援となっています。

個別加算の算定については、1回のサービス提供に1回加算されますが1回のサービス提供で、“日常不可欠～余暇支援(この反対も含む)”と連続しての提供の場合も加算1回になり、この時は余暇支援の加算で算定してください。

“日中一時支援”⇒『基本』、『送迎加算』、『重度障害者等加算』、『欠席加算』。1回の支援は8時間が限度となっています。送迎は片道1回でカウントします。

重度障害者等加算は、受給者証の特記事項欄に「重度加算:あり」の記載がある場合に1時間毎に1回算定してください。

欠席加算は、利用者が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に月4回まで算定できます。かながわシステムの「サービス提供実績記録票登録」では、システム上、実績時間の入力が必要ですので、計画時間と同じ内容を入力してください。

### ★システムエラーについて★

“支給決定”=“契約内容”=“請求情報”=“基準額”の内容に整合性がない場合は、エラーとなります。エラーの内容は、他にもあるので、システムに登録した翌日は、必ずシステムでエラーになっていないかの確認をしてください。請求エラーの場合は、費用のお支払いが出来ません。

### 【提出書類について】

毎月10日までに、“サービス提供報告書(コピー)”を座間市障がい福祉課に郵送またはFAXで提出してください(厳守)。

### 【請求の審査について】

審査では、基本的に『報告書』=『請求データ』とならない場合『否決』となります。

請求の可否は、審査終了後システムで確認してください。『否決』の事由が不明な場合は、担当までお問合せください。

### 【利用者負担額について】

利用者負担額は、システムが自動的に算定しますので、請求が承認された後に、金額を確認してから利用者より徴収してください。以下は参考のため記してありますが、承認後の負担額で不明な点があれば、お問合せください。

座間市地域生活支援事業では、市民税非課税世帯の方は、利用者負担はありません。利用者負担は、

“移動支援”は、『余暇』のみに定率の負担額が発生します。負担額の上限は、障害者自立支援サービスとの『総合上限』なので、標準のサービスで負担額の上限が達していない場合は、残額の中で負担額が発生します。

“日中一時支援”は、負担額に上限はありません。利用された分に定率の負担額がかかります。

負担額の定率(給付率)については、システム内の基準額情報か、請求情報で表示されるので確認が出来ます。

\*ご注意\*総合上限のデメリットは、標準の請求データが承認されなかった場合、移動支援のデータに間違った負担額が算定されてしまうので、承認ができません。座間市では『否決』の処理をさせていただきますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

座間市 福祉部 障がい福祉課 障がい福祉係

電話 046-252-7978